

雨水貯留施設設置助成金制度の概要

■家庭用の雨水貯留施設設置費用の一部を助成します

雨水は地下に浸透することにより、自然の水循環のバランスが保たれてきましたが、市街化の進展に伴い、年々地下へ浸透する雨水の量は減少しています。

また、台風の大型化やゲリラ豪雨による被害が頻繁に発生しているため、全国の各地で浸水リスクが高まっています。

太子町では、

- ① 健全な水循環を再生させ、地下水資源を育み、豊かな水環境を整える。
- ② 雨水の有効利用を広める。
- ③ 集中豪雨による浸水のリスクを軽減し、安心して暮らせる町をつくる。

ことを目的として、家庭用の雨水貯留施設を設置する方に、その費用の一部を助成します。

■家庭用の雨水貯留施設とは？

建物の屋根に降った雨水を雨どいから分岐器具を通してためる雨水タンク及び付属設備のことをいいます。

ためた雨水は、

- ① 「治水」：雨をためることで、側溝や川に流れ込む水量が少なくなり、浸水被害の減少につながります。
- ② 「水資源の有効利用と保全」：花や木への水やりや、打ち水などに使えます。
- ③ 「防災」：災害などの緊急時には、防火用水などとしても利用できます。

また、雨水タンクは、ホームセンターやインターネットで市販されています。



■雨水貯留施設設置助成金制度の概要

□助成金の交付対象者

助成の対象となる方は、次の事項に該当する方となります。

- ① 町内で家庭用の雨水貯留施設を設置する建物（アパートや借家も含まれます。）の所有者。（建物と土地の名義が異なる場合は、土地所有者の同意が必要となります。）
- ② 町税、水道料金及び下水道事業受益者負担金の滞納がない方

雨水貯留施設設置助成金制度の概要

□助成金の対象となる施設など

雨水タンク本体の容量が、100 リットル以上の施設の購入及び設置経費が対象となります。
具体的には、次の内容となります。

- ① 雨どいからの分岐器具 ② 雨どいと本体の接続器具
③ 雨水タンク本体 ④ 本体架台 ⑤ 設置費

※ 1つの建物ごとに1基までとなります。

□助成金額

対象経費（消費税込み）（送料含みます。）の2分の1以内で、3万円を限度とします。

※ 1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ 例）対象経費が総額5万円の場合は、2万5千円が助成金額となります。

□申請から助成金交付までの流れ

項 目	内 容
1 申 請	助成金交付申請書は、以下の書類をそろえて上下水道事業所へ提出してください。 ① 誓約書 ② 設置箇所の写真 ③ 見積書 ④ 土地所有者承諾書（申請者と土地所有者が異なる場合） ⑤ その他町長が必要と認める書類 ※自作品、改造品および中古品は対象外です。
2 交付の決定	申請内容を審査し、交付の可否を通知します。 ※注意：助成金交付決定通知書が届くまで購入しないでください。
3 購入・設置	助成金交付決定通知書 を受け取った後、雨水貯留タンクを購入し、設置してください。
4 完了報告	設置が完了しましたら、 工事完了報告書 と以下の書類をそろえ、上下水道事業所へ提出してください。 ① 雨水貯留タンクの領収書（設置に係る部品等の領収書も必要） ② 施工業者からの領収書及び内訳書※業者施工の場合 ③ 工事完了後の写真 ④ その他町長が認める書類
5 完了検査	上下水道事業所の職員が設置の確認検査に訪問します。後日、 助成金交付額決定通知書 と 助成金交付請求書 を送付します。
6 交付の請求	交付額決定通知書 を受け取った後、 助成金交付請求書 を上下水道事業所へ提出してください。
7 助成金交付	指定の口座に助成金を振り込みます。

□その他注意事項

- ・申請前に購入・設置工事を行った場合は、助成対象になりません。**必ず購入・設置前に申請してください。**
- ・申請年度の**1月末までに申請書を提出してください。**また、予算を超えた申請件数があった場合には、申請をお断りする場合があります。
- ・助成金をご利用になられて取得される関係上、適正な維持管理を行い**7年以上ご利用願います。**